

第四章 中世の出石



この章では、源平争乱から山名氏の滅亡まで、つまり中世と呼ばれる時代の出石を叙述している。

第一節を一二世紀の初めの平正盛の但馬守叙任から起筆したのは、院の庇護のもとに源氏に対抗し得る武士の棟梁として台頭した平氏の但馬守叙任は、それまでの公家貴族の国守叙任とはちがった新しい武士の時代の到来を予告するできごとであったかである。新興の平氏勢力に深く結びつこうとした在地勢力は但馬にもいたが、それは朝来、養父二郡を中心とする南但に顕著であって、平氏没落ののちには没官されて関東御領とされたが、出石郡における在地武士の動向は必ずしも明らかではない。しかし、郡内には、比叡山よりさらに反平氏であった寺門派園城寺の聖護院御領の薬王寺と高龍寺があったから、むしろさらに反平氏であったかも知れない。

但馬守護は横山党の小野時広、安達親長のと、承久の乱の勲功として常陸房昌明が任せられた。昌明は出石郡太田荘を賜って太田昌明と名乗り、子孫あいうけて、守延に至ったが、守延が元弘の乱で後醍醐天皇方に属し、聖護院宮静尊法親王を奉じて入洛しながら、二条大宮で戦死したため、その後の但馬を一層混乱させた。

鎌倉時代の但馬は『但馬国太田文』によって一国的規模でかなり詳細に判明する。しかし、この太田文は必ずしも一二八五年(弘安八)一二月の段階における但馬の荘園公領を示すものではなく、守護太田政頼の督促にもかかわらず田教注文を提出しなかったところも多く、それらについては古帳記載の田数がそのまま注進された。出石郡では土野荘・矢根荘・同余田・安良別宮の四か所がこれに該当する。但馬一宮の出石大社は一四一町余の膨大な社領をもち、その多くが長日御祭田・講経修理田・引声并御神

楽田などの名目をもつ除田で、定田はわずか八町八反余にすぎなかった。

郡内の公領、出石郷・神戸郷・小坂郷・下里郷・安美郷などに勢力を張っていた出石氏一族は、本姓大江氏で守護太田氏の一族であった。しかも出石信政一行願系が太田一族の宗家であつたらしい。従来不明だとされている但馬守護所は、太田氏一族の所領が出石郡に圧倒的に多いことを考えると、国衙近辺を考えるよりも、出石郡内の、それもおそらくは出石郷付近にあつたとするほうが妥当ではないかという説を提示している。

◇

◇

南北朝時代の但馬の守護は目まぐるしく代わつたが、やがて山名時氏が領国化に成功した。明徳の乱で山名氏一族の守護国は一一か国から但馬・因幡・伯耆三か国に転落した。但馬は山名氏惣領家の守護国となつた。山名時熙(常憲)は失地回復につとめ、備後・安芸・石見三か国を加え、その子持豊(宗全)は嘉吉の乱の勲功で播磨・備前・美作三か国を拝領し幕府最大の実力者にのしあがつた。山名持豊は応仁の乱の西軍の総帥(そうす)となつたが、都での戦乱の隙に播磨・備前・美作を赤松政則に奪回され、乱中に京都で病死した。あとをついだ政豊は失地回復をねらつて播磨に侵入して数年死闘をくりひろげたが、最終的には失敗して但馬に撤退した。政豊は敗戦の責任を問われて国人たちに離反され、以後の但馬は取捨がたい混乱に陥る。政豊のあと、致豊・誠豊兄弟がつぎ、さらに誠豊の子祐豊(宗詮)が守護職をうけつのだが、国人の分裂を統一することができないままに、織田信長の部将羽柴秀吉軍に席巻されて崩壊する。以上のような山名氏の盛衰を、その本城此隅山城をもつ出石にできるだけ即して叙述することを心掛けてはいるが、実是在地史料がきわめて乏しいなかで、これをどう描くかに苦心したというのが、偽らざるところである。

第一節 鎌倉時代の出石

1 源平争乱と但馬

但馬守平正

桓武天皇にはじまる平氏には、高棟王からの流れと、高望王からの流れの二系列がある。平

盛

将門や貞盛などのいわゆる関東八平氏となる武士の平氏は、高望王の流れである。貞盛の子

維衡は、源頼信・藤原保昌・平致頼とならんで「世に勝れたる四人の武士」（『十訓抄』）の一人に数えられるほどの武勇の士であったが、伊勢・伊賀に所領をもち、伊勢平氏の祖となった。維衡の子孫は、曾孫の代に至って大いに繁栄したが、その一人に正盛がいた。

正盛は一〇九七年（永長二）に、その所領伊賀国鞆田村・山田村の田畑屋敷を京都六条院に寄進したことから、白河法皇と関係をもつようになった。この六条院とは、法皇の最愛の長女媞子内親王の死後に、その御所を仏堂に改めたものであった。内親王の死の翌々日に、法皇は近臣の諫止をふりきって出家したほどに、悲嘆の淵に沈んだ。

法皇はそれまで京都ではまったくの無名の田舎武士にしかすぎなかった正盛を、この所領寄進によって清



写真 97 桓武天皇をまつる平安神宮（京都市）

新な好ましい武士として認識し、これを庇護してその成長を助けることになった。正盛の所領寄進は、その意味できわめて効果的であったといえる。その最初の出来事が、源義親の追討であった。

源氏は「賜姓源氏」の称があるように、皇族が姓を賜って臣籍にくだるときには源姓を賜ることが多く、嵯峨天皇からでた仁明源氏のほか、清和源氏・宇多源氏・村上源氏などさまざまな源氏があるが、武士の棟梁になったのは清和源氏の一流に限られる。すなわち、清和天皇の孫源経基は、承平・天慶の乱で武功があり、諸国の守を経て鎮守府將軍となった。その子満仲は、藤原氏と結んで安和の変や花山天皇退位に暗躍し、摂津国多田荘に本拠を構えて子孫繁栄の基礎を固めた。満仲の孫頼義は、その子義家とともに、前九年（一〇五一）〜六二・後三年（一〇八三）〜八七の役を鎮圧する過程で東国武士の心を掌握し、武士の棟梁としての地位を確立したのであった。

ところが義家の子義親は乱暴者で、対馬守在任中の暴政のために捕えられて隠岐に流されたが、たちまち隠岐を討ち従えて出雲に押し渡り、官物私財を奪い目を襲ってこれを殺すという暴逆をほしのままにした。

朝廷は義親追討を、当時因幡守であった平正盛に命じた。悪名高い義親に対して、正盛はまだその名すらあまり知れ渡ってはいなかったので、人々は追討のなりゆきを危ぶんだが、出雲に下向した正盛は、たちまち蜘蛛の城に義親を攻めて



写真 98 源満仲をまつる多田神社（川西市）

これを殺し、その首を京都に持ち帰った。この功によって、正盛は因幡守から但馬守に栄転したのである。

因幡・但馬の両国は、同じように山陰道に属する上国（国は大國・上国・中国・下国に分けられていた）ではあるが、但馬は都にも近く因幡に比べると収入も多い良国であって、正盛の但馬守補任は世人のそねみを買った。殺されたはずの義親の生存を裏付けるような証拠もいくつかあって、義親追討そのものが仕組まれた狂言のような奇怪な事件であった。正盛の行動はいかにも演出的な色あいが強いのだが、この事件の背景には、源義家のあまりの人氣に恐れを抱いた院が、その後継者義親を政治的に抹殺することで、その勢力をそごうとした意図が見えかくれする。つま

り正盛は院の政治力によって、源氏に対抗し得る武力に育成されようとしていたのであった。

正盛は、白河法皇の造寺、造塔にはつねに成功（てがら）を重ねて若狭守・丹波守などを歴任し、一一一四年（永久二）には法皇に白河阿弥陀堂を造進して備前守を重任し、さらに讃岐守にもなった。

正盛が但馬守在任中に、どのような治績をあげたのかはまったく何も分からない。造寺、仏塔に熱心な法皇に巧みにとり入った正盛のことだから、おそらく収奪にのみ熱心であって、国司としては良吏であったとは思われないが、在任中に但馬の武士を被官化する布石は打っていたに相違ない。それが具体的な効果をあげるのには、平経正の但馬守補任中のことになってくる。



写真 99 平清盛塚 (神戸市)

平氏政権下
の但馬

『平家物語』には、「境節但馬国のあきたりけるを給にけり」(巻第二)と、正盛の子忠盛が但馬守が空席になったのをさいわい、これに任ぜられたとしている。しかし、これは『但馬史』(石田松蔵著)が断しているとおりに誤りであって、事実ではない。平氏は、播磨・備前・安芸などの山陽道諸国をまず手中に収めて瀬戸内海を制圧した。また、大宰大貳ださいのだいにとなり、貿易の利益を独占して経済的に豊かになって急激に成長したのであった。平氏が但馬守になったのは、一一七九年(治承三)十一月の平経正の補任まで待たねばならない。

すでに一一六七年(仁安二)二月、平清盛は太政大臣にのぼっており、翌年二月には大病に罹かかって、死を覚悟し、出家して浄海と名乗っていた。清盛の子重盛は、一一七七年(治承元)三月に内大臣に任じ、平氏は全盛を謳歌おうかしはじめた。しかし、一一七六年(安元二)七月に後白河法皇の寵愛ちようあいした建春門院平滋子(清盛の室平

時子の妹、つまり清盛は妻の縁によって法皇と義兄弟であった)が死んでからは、さしも緊密であった法皇と清盛の關係に亀裂が生じ、その翌年には法皇の近臣大納言成親なごみからによる鹿ヶ谷の陰謀が発覚した。

陰謀には、もちろん後白河法皇が関与しており、清盛もそのことを察知していた。しかし、その確証がない以上は、法皇と正面から対決できない。そのいらだちから、重盛の助命嘆願にもかかわらず親

を備前に配流し、家人に命じてこれを殺させたのである(成親は重盛の妻の父、つまり舅にあたる)。

法皇と清盛との対立は、その後しだいに表面化し、一一七九年(治承三)一月、清盛は奏請して関白藤原基房を罷免して、まだ若い藤原基通をこれに代えた。基通は摂関家の嫡流である基実の嫡子だが、基実の死後はその正室平盛子(清盛の女)の監督下に成長した。盛子の所生ではなかったが、清盛の意のままに動く傀儡として推されたのである。基通は、右近衛中将から参議・納言を経ずにいきなり内大臣に任ぜられて関白となったが、まったく前例のない異例の昇進であった。この関白交代は、清盛の武力クーデターの前触れであって、やがて太政大臣藤原師長以下の法皇の昵近者三九人を解官し、法皇の院政を停めて鳥羽殿に幽閉するという思いきった実力行使に出たのであった。このとき清盛は法皇や法皇側近の者たちの所領を奪って、これを平氏一門に分配した。同年正月の平氏の知行国は播磨・駿河・越前・紀伊・丹後・若狭・尾張の七か国であった、一月以降に但馬・土佐・能登・佐渡・駿河・阿波・備前・周防・伊豆・伯耆が知行国に加わっている。但馬の知行国主は清盛の弟経盛であって、経盛は嫡子経正を但馬守に任命したのである。

経盛・経正

経盛は、『尊卑分脈』によれば清盛の次弟で、母は陸奥守源信雅の女、一一二五年(天治二)の生まれだから、清盛より七歳下になる。安芸守・常陸介・伊賀守などの受領を経て、太皇太后

父子

后宮大進・若狭守・皇太后宮亮・左馬権頭・内蔵頭などを歴任して一一七〇年(嘉応二)に四七歳で従三位・非参議となった。次いで皇太后宮権大夫・修理大夫などになり、ようやく一一八一年(養和元)に参議となつて公卿に列した。その歴任した官職からすると、武官として重要なものはないし、その昇進も弟教盛がつねに先んじて、経盛はそのあとを追うかたちになっているから、比較的地味な存在だったらしいが、『玉葉』に



写真 100 平経正の墓と伝える
琵琶塚 (神戸市)

散見するところでは、一一七七年(安元三)四月の叡山の衆徒蜂起のさいに内侍所を守護していたり、同年五月の中宮庁焼失の夜に、経盛が守護していることが知られるし、また、一一七九年(治承三)一〇月の叡山の堂衆追討の追討使になったり、その翌年五月源頼政拳兵にさいして一門の人々と、園城寺攻撃に参加しているから武人としては有能だったのであろう。ともあれ経盛は兄清盛の庇護のもとで、清盛の榮達につれて出世したのだが、公卿に列した時にはすでに五八歳にもなっており、しかもその時には、すでに清盛も死んでいたから、一門の長老として衰運の挽回に力の限りを尽くさねばならない立場に立たされたのであった。

子の経正についても、兵衛佐・皇太后宮亮・丹後守を歴任して、一一七九年(治承三)に正四位下に進み、但馬守を兼ねた、という経歴のほかには、その事跡を物語る史料はほとんどないが、『平家物語』によれば、経正は和歌を良くし、また琵琶の名手であったという。

『平家物語』では、経正は幼少のころに仁和寺の覚性法親王に稚児として仕えて、法親王から琵琶の名器「青山」を拝領したという。経正は都落ちにさいして、侍五、六騎を召し具して仁和寺に参上し、拝領した「青山」を返上し、「もし不思議に運命ひらけて、又都へ立ち帰る事候はば、其時こそ猶下しあづかり候はめ」と、泣く泣く別れを惜しみ、

くれ竹のかけひの水はかはれども

なをすみあかぬみやの中かな



写真 101 平敦盛塚 (神戸市)

の一首を残して立ち去ったという。「平家物語」に描かれた経正は、笛の名手とされた弟の敦盛^{あつもり}とともに、艶に優しい平家の公達^{きんだち}の典型であって、それだけに戦場での働きについてはほとんど説明がない。ただ助け船に乘ろうと汀^{なみざわ}の方へ落ちていこうとしていたところを、河越小太郎重房に討たれたことを知るばかりである。

経盛には経正・敦盛のほかには若狭守経俊という子があったが、経俊も一ノ谷の戦いで戦死している。経盛は一ノ谷の戦いで三人の子をすべて戦死させてしまったのであった。

さて、但馬守経正は皇后宮亮で但馬守を兼任した。高倉天皇の皇后平徳子(のちに女院号を賜って建礼門院という)の世話係、皇后宮職の次官が本官であるから、京都を離れられない。但馬守はもちろん遙任だから但馬には目代が派遣されてきて、国務をとることになるのだが、経正が但馬守を兼ねたその翌年には源頼政の挙兵、福原遷都、源頼朝・義仲の挙兵が相次ぎ、源平争乱が一举に爆発するし、一一八三年(寿永二)七月に、平氏一門は安徳天皇と、国母建礼門院を奉じて都落ちするのだから、経盛・経正父子が但



写真 102 平経俊墓 (神戸市)

表 31 『但馬国太田文』に見える関東御領

郡名	荘名	内 訳
朝来郡	伊由荘惣追捕使田	1町4反 関東給 惣追捕使中務太郎
〃	伊由位田(竹田荘)	18町2反大20歩 関東御領 預所地頭豊前太郎左衛門尉尚氏後家
〃	多々良岐荘	13町 領家関東分 本家安嘉門院御領 地頭加治八郎輔朝
〃	磯部荘	52町1反250歩 本所伊勢太神宮 領家地頭関東御領 給主若宮別当跡
〃	広谷荘	70町2反 領家地頭関東御領 給主伊賀入道跡 (本家御分24町4反半) (領家御分42町7反半)
養父郡	水谷大社	69町3反 領家関東御分 預所地頭神主水谷左衛門大夫清有
〃	大屋荘	44町5反300歩*1 尊勝寺領 領家右大将家*2 預所越中都維那*3
〃	浅間寺	18町60分 成勝寺殿 領家実榮律師地頭関東御分 下司三方権守清行 給主仁夫彦二郎時隆

*1 底本は500歩だが諸本によって改めた *2 他は関東御領とあり、ここだけ領家右大将家とあるが、守護所進の太田文であることを考えて頼朝をさすと判定した。*3 底本は都作那、文意により改めた。

馬の知行国主・国守であった数年間に、但馬にどれほどの勢力を扶植しえただろうか。以下、そのことを考えてみることにする。

平家没官領 のちにやや詳しく述べる「但」と平家方人 馬国太田文」によれば、但馬

には表31に示した七か所に関東御領があった。表中には『但馬史』が掲出していない伊由荘惣追捕使田が加わって八か所になっているのは、諸本を校訂した『但馬国太田文』の最良の底本が『日高町史資料編』によって提供されたので、これによったためである。

さて、関東御領とされた土地は、源平争乱で平家が滅亡したあと、平家所縁の所領がいわゆる「平家没官領」として朝廷に没収され、その多くが平家追討の恩賞として源頼朝に与えられたものを指す。逆にいえば、のちの関東御領は平家全盛の時代には平家一門の所領

だったということになる。

表31を一見してすぐ気付くことは、それが朝来郡・養父郡の但馬南部の二郡に集中していることであり、とくに、磯部荘・広谷荘のように領家職と地頭職がかわせて関東御領となっているところは、南但に集中していた平家所領の中核部分であったと考えるべきであろう。

当時の但馬国^{こくが}衛は、気多郡高田郷またはこれに隣接する高生郷にあったから、但馬の目代として派遣された経盛または経正の家人が、ここから程遠からぬ南但の七か所、とくに磯部・広谷両荘を拠点に勢力を扶植したことも^{うなず}肯げよう。

このほかにも、朝来郡山口荘は池大納言頼盛の所領一七か所の一荘として『吾妻鏡』（寿永三年四月六日条）にその名が見えている。広谷荘は生野を中心とする荘園だから、山口荘・多々良岐荘・伊由荘・伊由位田（竹田荘）から磯部荘（矢名瀬を中心とする荘園）まで、朝来郡の主要部分は全部が平氏に抑えられていることになる。

京都で平家の全盛が続き、但馬でも丹波・播磨への通路にあたる朝来郡の要地をがっちり握られ、さらに国衛には平家の家人が目代として送り込まれてくるような状況がでてくると、但馬の在地小豪族のなかにも、平氏に所縁を求めその後援を得て、近隣に威を張ろうと企てるものが現れるようになる。

二方郡温泉荘の平季盛・季広父子はその典型的な例であった。温泉荘はもとの国衛領温泉郷である。平季盛はこの地の本領主で、郷司百姓らとしばしば争いをくり返しながら、一一四二年（康治元）ごろに国司に訴えてようやく国判を得てこの地の領有を認められた。季盛は一一三九年（保延五）にその所領を子の季広に譲



写真 103 蓮華王院 (三十三間堂・京都市)

ったが、やがて季広はこれを阿闍梨あせり大師聖蹟に譲った。ちょうどこのころ、後白河上皇は蓮華王院(三十三間堂と俗称する)の建立を発願し、平清盛が堂宇を造進して、一一六四年(長寛二)に蓮華王院は造営の功成ったが、阿闍梨聖蹟はその造営に関与していた僧で、季広から譲られた所領を蓮華王院に寄進し、さらに鐘楼一字を造進して温泉荘の荘号が許されたという。季広はその後も温泉荘の下司職げしやくに任ぜられてその実権を握っており、その権威を背景に隣接する射添郷いそぎとの界相(境争)論に勝ち、さらに今熊野社領八多荘やたのしやうとの間に起こった界相論をも有利に展開させることに成功している。平季盛・季広父子は、平氏を名乗っているが、

元来は平清盛一門と直接繋つながりをもつ武士ではなく、二方郡温泉郷を地盤とする群小在地土豪のひとりであったに過ぎない。その周辺には射添郷の磯生丹三郎真近のような、季盛・季広父子と同様の構造をもつ在地小土豪がひしめいていて、あるいは国衙に所縁を求めたり、中央の権勢家に伝つたを求めたりしながら、対立抗争を有利に展開させようと鎬しのぎをけずっていたのである。さらに撰関政治華やかかなりし藤原道長・頼通父子のころには撰関家への私領寄進が相次ぎ、前九年の役・後三年の役で源頼義・義家父子の人氣があがると、またこの父子に所縁を求めての私領寄進がにわかに増えた。さらに白河・鳥羽・後白河と続く院政の時代になると、院に対しての所領寄進がひきもきらずに続く。そしてまた今度は、平氏の台頭をみると、平家との所縁を求めて先祖相伝の由緒ある所領を寄進するのが急増してくるのである。もちろん寄

進といっても、そっくり全部を寄進してしまったのでは元も子もないから、寄進の条件として在地の下司や公文くもんに補任されて、実質的な土地支配権を確保しておき、寄進さを領家りょうけと仰いで所定の年貢公事くじを貢進し、その保護を求めるのである。それは地方小土豪の生きる知恵であったといえる。

平季広も先祖相伝の私領を阿闍梨聖願に譲ることによって、蓮華王院を本所、聖願を領家に仰ぎ、自分は下司として、実質的な私領支配の永続を狙ったのであり、さらに蓮華王院―後白河院―平清盛の強い繋がり
を背景にして、つまり平家の方人かたもととなることによってさらに大きな発展を実現させようとし、事実、効果的な成功を収めつつあったのである。

平季広の失 都では一一八〇年(治承四)二月、高倉天皇がわずか三歳の皇太子に譲位した。清盛の娘徳子

脚 の所出、のちに諡名おくりなして安徳天皇という。その年五月には、以仁王もちひとおう(後白河皇子)と源頼政の

挙兵があり、六月には清盛が福原遷都を強行する。八月に源頼朝が伊豆で、九月に源義仲が信濃で挙兵した。頼朝追討のために派遣された平維盛こゑもりらの大軍は、一〇月富士川で対陣し、戦わずして潰走した。このような状況のなかで、清盛は福原から京都に遷都し、諸国の源氏と戦おうとしていた矢さき、翌一一八一年(治承五)二月に病死した。この年から翌年(寿永元)にかけては『方丈記』がその惨状を描いた「養和の飢饉」で、仁和寺の隆暁法印が二か月に京中で結縁けつえんした死者が、四万二三〇〇余人もあったという。源平の戦火が、やや下火になったのも、この飢饉のためであった。源平両方ともに、食糧補給の目処めどが立たなかったのである。

京都にさきに肉迫したのは、北陸を従えた義仲であった。その鋭鋒えいほうを避けて、一一八三年(寿永二)七月、平家一門は安徳天皇と国母建礼門院平徳子を奉じて、京都を棄てて西海に赴いた。



写真 104 義経、義仲が戦った宇治川（宇治市）

中央の政情が変わると、温泉荘の下司、平季広はさきに蓮華王院に寄進した温泉荘を横領奪回しようとする。季広は数町の給田を引き募りながら、一分の寺役を支えたことがなかったが、義仲の入京を知ると、今度は義仲の所領だと称して、運上の年貢以下雑物を途中で押し取り、荘庫を追捕し、所納の米を運び取る、などの狼藉を働いた。訴えを受けた蓮華王院は義仲に働きかけて季広の狼藉をとどめ、押し取った年貢以下の雑物などの返還を命ずる下文くだじみを二度も出したが、季広は一向に承服せずに狼藉をやめなかった。

ところが、京都で義仲が頼朝の派遣した範頼・義経軍に敗れて粟津で戦死すると、季広は温泉荘で孤立する。一一八四年（元暦元）四月の後白河院庁下文によれば、温泉荘の荘官等は季広・季長父子を「獅子ししの中の虫」と断じ、「世間落居せざるの折節がひかをもって、季広の吉慶となす。御荘を損亡せしむるの条は、今度に始まらず。前々平家の時、もってかくの如きなり。なかんずく途中たりといえども領家においては、（殺）敏害を企て塵灰となすべきの由、結構の詞を致し、ややもすれば謀叛まぼはんの輩たぐひを相語らう。たとえ奸心なしくんを覆蔵せしむるの者といえども、怖畏おそなきに非ざるか。何ぞ況いはや露顕せしむるにおいておや」と季広らを非難し、季広父子の身を禁獄し、その子孫を永く地頭下司職につかせないようにすることを要求して、それが認められたのである。

温泉荘における平季盛・季広・季長三代の所行は、時流に余りにも敏感に反応して功をあせった極端な例であったかも知れない。しかし、多

かれ少なかれ近隣の土豪たちも中央権門に所縁を求めて、その後援によって所領の保全を計ることを望んでいた点においては、本質的には同様であった。出石郡においては、温泉荘の平季盛一族のような具体的な事例は史料の上では見られない。しかし、但馬国太田文に、国御家人として記載される武士たちは、ともかくも源平争乱の時期を生き残った武士であることだけは確かであって、彼等は最終段階では源頼朝に名簿みやうふを奉って、頼朝に臣従することで国御家人たるの地位を確保しているのである。

源平争乱期の 寺社の動き

平氏が没落した原因は、そのあまりに急激な台頭が公家社会の反感を買い、公家社会の中で孤立したことにあつた。その頂点に立つ後白河法皇は、建春門院平滋子の死後、しだいに反平氏の立場を鮮明にしていった。藤原氏はこれよりさき一一六六年（永万二）七月、摂政基実が死んでその弟基房が摂政になつたときに、清盛は殿下渡領の半分を基房に譲つただけで、残りの半分を遺児基通分として基実の室盛子（清盛の女）に管理させてその実権を握つたことから反発が強まった。もちろん、清盛と親昵であつた五条大納言邦綱のように平氏と深く結びついていた公家もあつたが、公家社会のなかの反平氏の風潮は院近臣を中心にしだいに熟成されていったのである。このような公家社会の空気は、公家社会と強く結びついて発達し維持されてきた南都北嶺の寺社にも、敏感に反映していた。

新興勢力として台頭した平氏は、自らの氏神・氏寺をもたなかつた。初めは延暦寺の欲心を求めてこれを氏寺化しようと試みたこともあつたが、失敗してかえつて延暦寺の反感を強め、延暦寺はしだいに反平氏の旗幟きしを鮮明にしていく。藤原氏の氏寺である興福寺には初めから反平氏の風潮が強かつたが、一一八〇年（治承四）一二月に平重衡しげむねが南都を攻め、火を放つて東大寺・興福寺を焼亡してからは平氏を仏敵と目してそ

の調伏を祈禱し、またその武力集団である僧兵も公然と平氏と敵対関係に入った。諸国にある延暦寺・興福寺の末寺・末社も、本寺の意向を反映して反平氏の立場をとるものが多かった。

豊岡市の妙楽寺（今は廃寺）が一六六八年（寛文八）に、京極氏の豊岡入部に際して提出した書類のなかに頼朝ノ御書治承四年十月廿七日御寄進之御判

義経ノ御書并弁慶添状 是ハ年号ハ無之
十月廿九日御座候

の二通があったという。武藏坊弁慶は義経の股肱の臣として有名であるが、実は『吾妻鏡』や『平家物語』にみえる義経の主な従者は、佐藤継信・忠信兄弟、伊勢能盛・堀景光などであって、弁慶の名は従者の最後に掲げられるだけで、特別な働きをしたとは何も書いていない。弁慶が義経随一の従者として特筆されるのは『義経記』が初めてである。『義経記』が成立するまでにも『武藏坊弁慶物語』（『看聞御記』永享六年一月六日条）のようないくつかの弁慶物語がつくられ、それらを通して『義経記』に至って義経第一の従者としての武藏坊弁慶像が創作されたのである。だから、「妙楽寺文書」の弁慶の添状をもつ義経の書状というのは、それだけでも偽作の可能性が高いといわねばならない。もちろん妙楽寺は廃寺になっていて、正文は伝わっていないから、これを確かめる方法もない。

しかし、日高町の進美寺が「去ぬる文治元年、八嶋の逆徒を責めらるるの時、小野時広の奉行によって一万巻の観音経を囃読し」というのは事実であろう。進美寺は延暦寺末寺であったから、寺僧たちが反平氏の立場から平氏の命令を奉ぜず、源氏に心を寄せたとしても何の矛盾もない。『但馬国太田文』によれば、養父郡に不動寺・普賢院・弥勒寺、気多郡に比曾寺・進美寺、城崎郡に小田井社が山門末寺として存在した



写真 105 薬王寺跡（但東町薬王寺）

から、進美寺以外の山門末寺も同様の反平氏の態度をとったことが考えられる。

出石郡には聖護院御領の薬王寺と高龍寺があった。聖護院は天台宗寺門派（三井寺園城寺を本山とする派）の寺院で、園城寺は以仁王の拳兵以来むしろ山門以上に反平氏の寺であった。反平氏であったばかりか、反義仲でもあって、そのために義仲の法住寺合戦では、天台座主で「ヒトヘニ平氏ノ護持僧」（『愚管抄』）といわれた明雲とともに、園城寺円満院の円恵法親王（後白河皇子）が義仲軍のために殺されている。進美寺の例からすると、薬王寺と高龍寺も反平氏であったかも知れないのである。

2 但馬守護

惣追捕使小

野時広

進美寺に一一八五年（文治元）平氏打倒の祈祷を命じた小野時広は、別の史料（『進美寺文書』元亨元年（一一三二）三月日進美寺住僧等解状）によれば「（但馬國）当国惣追捕使横山権守小野時広」と書か

れている。つまり但馬守護であったのである。

小野時広は横山権守と称したように、武蔵七党のひとつである横山党の首領であった。その本貫地は武蔵国横山荘で、現在の八王子市南部一帯がその中心であった。横山権守時広の女が和田義盛の妻であり、時広

の嫡男右馬うまのすけ允時兼の妹が和田常盛（義盛の嫡男）の妻であった関係から、和田義盛の謀反のときには、横山党は挙族これを支援し、三二名を討死させている（『吾妻鏡』和田一族一三人、横山党三一人、土屋党一〇人、山内党二〇人、渋谷党八人、毛利党二〇人など）。嫡男の時兼がそのとき六一歳だったというから、父の時広は生きてはいなかったであろう。

守護所源親 時広がいづ但馬守護をやめたのか分からないが、一一九七年（建久八）七月には安達親長が守護であった。

但馬国当役御家人交名

出石郡

雀岐新大夫助景

右、当役御家人交名、大略注進如件、

建久八年七月 日 守護所源親長

雀岐新大夫助景が、出石郡雀岐荘土着の国御家人であったか、または他所から雀岐荘に地頭職を得て来住し、任地の地名を姓として名乗った武士であったのかは分からない。後者の例も少なくはないが、ここでは前者であった可能性が強い。

雀岐荘は、河本・西谷・天谷・小谷・佐々木・相田・正法寺・平田・粟尾九村の地だというから（『荘園志料』、今の但東町南部に広がっていた荘園である）。

『但馬国太田文』によればこの荘園は法勝寺領で領家は尾張三位、太田文の作成された一二八五年（弘安

八)には領家方を三位入道の子息三人が分割領有しており、地頭は太田左衛門三郎入道如道であるという。つまり、さきの御家人雀岐氏は没落して、守護太田氏一族の左衛門三郎入道如道が地頭に補任されているのである。地頭改替の原因が承久の乱であることは後述する。

守護の権限は、大番催促、謀反人・殺害人の検断追捕のいわゆる「大犯三箇条」である。その第一に掲げられた最大の権限である大番催促とは、管内の地頭御家人に大番役(京都大番役と鎌倉大番役があり、それぞれ京都・鎌倉に上番して、朝廷・幕府および市中の警固にあたる)を割り当てることをさす。雀岐氏は雀岐荘の地名を苗字としているから、恐らく雀岐荘土着の開発領主の末裔であろう。関東武士で源平争乱の時期以後に恩賞として地頭職を与えられて入部して来た御家人を関東御家人と呼ぶのに対して、雀岐氏や前述の二方郡温泉荘の平季盛一族のようにその土地土着の武士で、源平争乱以後に頼朝に臣従して御家人となったものを国御家人と呼ぶのである。関東御家人が恩賞として与えられた地頭職をもつのに対して、国御家人は荘郷の公文職や下司職または郷司職、さらには国衙機構の庁直職や押領使職などを前代以来もっており、それらの所職を頼朝から安堵(承認)されて御家人になったものが多い。

さて、横山党の小野時広に代わって但馬守護になった安達氏は、もともと奥州安達郡より起こったといわれるが、また一方、武蔵国足立郡から起こった足立氏もあって、ときに普通して混同される。頼朝が蛭ヶ小鳥の一介の流人であったときから仕えていた安達藤九郎盛長は、頼朝の信頼も厚く、三河の守護、のちには幕府の重臣のひとりとなった。盛長の嫡子景盛は比企能員のあとに上野守護になり、出羽介となって秋田城介と称し、泰盛の時代一二八五年(弘安八)一月に族滅するまで、幕府の重臣家として重んぜられた。安達

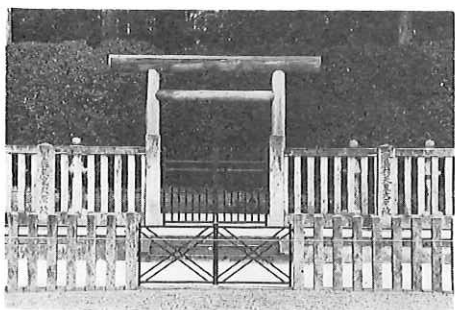


写真 106 後鳥羽・順徳天皇大原陵 (京都市)

親長は源三と呼ばれたから盛長の三男であったかとも思われるが、『吾妻鏡』に所見がない。

承久の乱と太

一二二一年(承久三)五月に承久の乱が起こった。後鳥羽上皇の召しに応じて、大和・山城

田昌明の入部

・近江・丹波・美濃・尾張・伊賀・伊勢・摂津・河内・和泉・紀伊・丹波・但馬の一四か

国の武士一七〇〇騎が馳せ参じたという(『承久記』)。但馬の武士は、但馬守護安達親長の大番催促の形で召集されたらしい。これら京方の武士は「在京御家人」が中心であったと推定されている。洛中警固のために恒常的に在京することを決められた御家人であって、畿内周辺諸国の守護がこれに充てられていた。美濃・越前・伊賀・伊勢の守護であった大内惟信、近江の守護佐々木広綱、但馬の守護安達親長、播磨の守護後藤

基清、淡路・阿波の守護佐々木経高・高重父子らは、在京御家人であつたらしく、かれらは京都に滞留する間に、檢非違使や衛府の尉などの官を与えられたり、北面や西面の武士に取り立てられたりして、院に親近する傾向にあつたのである。もう一つの京方の武士に藤原秀康・秀澄兄弟のタイプがある。この兄弟は河内・大和を本拠とし、院の北面で諸国の国守を歴任し、その経済力によって院御所や仏寺堂塔を造進し、また和歌にも秀でていた文化人でもあつた。かれらは鎌倉時代になつても幕府に従わず、院を頂点とする朝廷権力と結びついていた畿内武士の典型であつたのである。

さて、安達親長も左衛門尉に任じられていた。一族の物領である安達

景盛は御家人一〇〇余人とともに、將軍実朝（まねむね）の死を悼（なげ）んで出家したのに、二年半後の承久の乱で安達親長は宮方の武士となったのである。

京方の武士の出身地というさきの一四か国には淡路が入っていないが、淡路の御家人が守護佐々木経高に招集されてその大部分が上皇方に加わり、乱後にその所領所職を失ったことが『淡路国大田文』によって知られる。『淡路国大田文』は一二二三年（貞応二）四月に作成されている。このとき、幕府は諸国に大田文の備進を命じているが、それは承久の乱後の新しい政治地図をつくる意図からであった。だから『淡路国大田文』には、前地頭と新地頭が併記してあって、承久の乱後、ほとんど一国総入れ替えの地頭改補があったことを明白に知ることができる。ところが『但馬国太田文』はそれから六〇年以上を経た一二八五年（弘安八）一二月の注進にかかり、蒙古襲来に備えるための異国警固番役の割り当てには関係があっても、承久の乱による御家人の改替はもはや関心外である。しかし、但馬でも淡路に近い御家人の改補があったことが推定でき、少なくとも、乱後の恩賞として但馬守護職を得た常陸房昌明の子孫太田氏の台頭により、地頭職や公文職をもつ莊郷の前任者が、京方の武士として没落したことはまず間違いない。それらを考える前に、順序として常陸房昌明のことを述べておかねばならない。

常陸房昌明

常陸房昌明はもと比叡山西塔の僧であったという。のちに鎌倉に下って頼朝の家人になったが、それがいつのことかは分からない。一一八六年（文治二）三月、京都守護の任を一条能保（よしかね）に引き継いで鎌倉に帰った北条時政が、洛中警衛のために特に選んで京都に残した北条時定以下三五人の勇士のひとりである「ひたちはう」が昌明の初見史料で、期待に背かず同年五月北条時定とともに、和泉国小



写真 107 源頼政首塚（亀岡市）

木郷で、源行家とその子光家を搦め取るという大功をたてた（『吾妻鏡』）。

時定と常陸房昌明が恩賞に与ったであろうことはいうまでもない。北条時定は、同年六月に義経の躰にあたる源有綱を、大和宇多郡に攻めてこれを自殺させた。有綱は伊豆守仲綱の子息であるから、頼政の孫にあたる。兄の宗綱は宇治合戦で祖父頼政・父仲綱とともに討死しているから、有綱が義経の躰というのは年齢的におかしい。これは舅のことであろうか。ともかく、北条時定は七月には、たびたびの勲功有るによって右兵衛尉に任ぜられた。ところがこの年九月に、北条時政代時定と常陸房昌明は、最勝寺領越前国大蔵荘を押領したとして、最勝寺から訴えられている。時定は『北条系図』（統群書類従所収）では時政の従弟になっている。時政の代理を命ぜられるほどに信頼されていたのだが、常陸房昌明はこの時定と常に行動をともしていたらしい。というのは、昌明は頼朝の家人としてよりも、むしろ北条氏とより強く結びついていたということがある。

昌明は、一一八八年（文治四）七月に京都より鎌倉に下っていたが、強田辺にもっていた領所が思いがけず得替（交換された意か）されたので、訴訟のために上洛しようとしていた。昌明は頼朝に「便宜の事、扶持を加うべきの旨、御書を在京御家人中に給わるべきの由」望み申したので、頼朝は京都守護一条能保宛ての「昌明在京の間、旅粮所望の如き事、所望に随って給わるべし」という手

紙を書いて昌明に渡した。昌明は頼朝の手紙を内証で披いて、たいそう立腹してその手紙をもって頼朝のところへねじ込んだ。手紙の趣旨をよく考えてみれば、「恩に似て罰の如し、何ぞ恥辱に非ざる哉」というのである。昌明は旅糧（旅行と滞在のための費用と食料）などが欲しいのではなく、訴訟のために上洛するのだから、「昌明は勇敢の誉ある者だ」ということを書いて欲しかっただけだ、と言いつつ立てた。頼朝は昌明の言い分を面白がって、藤原俊兼（頼朝の右筆）に命じて書き改めさせた。それには、「僧たりといえども勇士なり」と昌明の要求どおりの文言があり、在京するから宿直に召し具されれば役に立つ男だ、と能保に紹介した形の手紙になっていた。昌明は思いどおりの頼朝の手紙をもらって大いに喜んだ、というのである。直情径行、竹を割ったようなさっぱりした性格の男だったらしい。

訴訟の結果がどうなったのかについては『吾妻鏡』は何も記さない。頼朝はこの事件以来、昌明が気に入らたらしい。一一八九年（文治五）七月、頼朝は義経をかくまった罪を鳴らして、奥州の藤原泰衡追討の軍を起こす。先陣は畠山重忠、それに五騎が従い一四四人が供をしたが、その一四二人目に常陸房昌明の名が見える（但馬の惣追捕使となった横山権守時広の名もある）。北条時定に従っていた昌明は、このころには頼朝直属の有力御家人の末尾に加えられるようになっていたのである（時定はそのころまだ京都にいたのか、その名前は見えない）。

承久の乱と

一二二一年（承久三）五月、後鳥羽上皇が鳥羽離宮内の城南寺の流鏑馬揃いと称して近国の兵士を召集したことで、承久の乱は始まった。北条義時追討の院宣が、反北条氏とみられた武士

たちのもとに送られた。



写真 108 城南寺 (現城南宮・京都市)

昌明の但馬国の住所にも院宣をもった召使五人が来たが、昌明が彼等を斬首したので、上皇方に味方しようとした但馬の武士たちは昌明のところへ攻め寄せた。昌明は一旦は防戦したが、防ぎきれないとみて山奥に逃げ込んだ。やがて北条泰時が鎌倉から大軍を率いて上洛してきたことを聞いて、昌明はそれに馳せ加わった。

この昌明の行動は北条政子や義時を非常に感動させた。合戦のことであるから、大将の命令を受けて上洛したもののなかには矢に当たったり、水に溺^{おぼ}れたりして死ぬ者も出るであろうが、まだ合戦になるかならぬかも決まらない以前に、院の使者を斬首したのは、関東を重んずる二心ない忠誠のあらわれであって、それだけでも他人とは比較にならぬ勲功だと、まだ昌明からの軍忠状（合戦における自分のてがらを書き記した報告書）が届かない以前に、但馬国守護職と荘園などを恩賞として賜った。そのことを昌明はまだ知らずに、形どおりに軍忠状を書いて鎌倉に提出したが、それを読んだ政子や義時は、いよいよ昌明の忠節を賞^ほめちぎった。

政子や義時の異常ともみえる昌明激賞には、意図的な政治的配慮が見えかくれている。つまり、英雄を創^{つく}り出して士気を煽^{あお}る政治家の常套手段である。かくして一躍拔擢^{はつてき}された常陸房昌明は、これより以後、但馬守護太田昌明と名乗るようになる。

昌明の子孫は、このあと代々但馬守護職を継承して元弘の乱のころの太田守延に至るが、その系譜を『但馬史』の著者石田松藏は下記のように推定している。

3 但馬国太田文

『但馬国太田文』 一二八五年(弘安八)一二月、但馬国の守護太田太郎

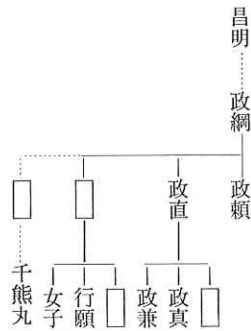
文』の注進 左衛門尉政頼は、『但馬国太田文』を作製して幕府に注進した。もちろん、幕府からの命

令によったものである。

大田文は「おたごみ 図田帳」・「すでん 惣図田帳」・「田数帳」・「田数注文」・「田数目錄」・「作田惣勘文」など、さまざまな名称をもって呼ばれ、鎌倉時代に国ごとに田地の面積や、領有関係を記録した土地台帳のことである。現在のこっているものは一一九七年(建久八)の、九州諸国の図田帳ほか二〇例に足りない。作成された年代からいえば、(一)鎌倉初期の頼朝在世時代のもの、(二)承久の乱後のもの、(三)鎌倉後期とくに蒙古襲来以後のもの、の三つに分類し得るが、『みねあき 峰相記』によれば、播磨では関東御教書で一二三八年(嘉禎四)に、田所が惣田数一万六七一八町七段二五代、一二七六年(建治二)に両庁直、両田所らが一万七四四九町二段五代の田数を注進したというから、上記の三つの時期に必ずしも限られたものでもなかった。

記載内容では、(A)一国内の荘公領すべての田数のみを記載するもの、(B)一国内の荘公領すべての田数および領主、とくに地頭については詳細に記すもの、の二つのタイプがあり、両者ともに国衙在庁官人によって

表 32 太田氏略系図



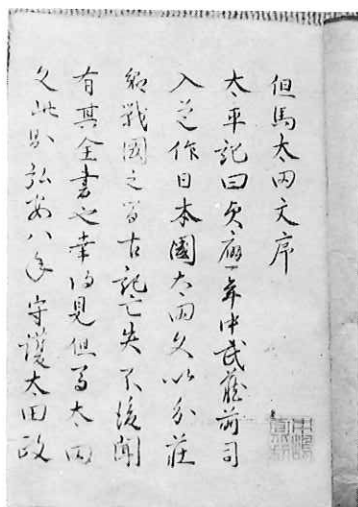


写真 109 『但馬太田文』(写本)序

作成されたものではあるが、領主・地頭についての記事を欠く(A)型には、国衙領の応輸田(年貢を輸する田、つまり国衙に年貢を出す田のこと)について所当米を記すものもあって国衙側の大田文、(B)型は鎌倉幕府の命令によって各国守護の指揮の下で、国衙在庁官人が作成し上申した幕府側の大田文、と理解されている。『但馬国太田文』は、時期からいえば(B)、記載内容からいえば(B)型の大田文である。

出石郡内の

『但馬国太田文』は、朝来郡・養父郡・気多郡・出石郡・城崎郡・美含郡・七美郡・二方郡

莊園公領

の順に、各郡内は神社領・仏寺領・国衙領・莊園領に分けて記述されている。

出石郡についていえば、神社領が非常に多いことにまず気付く。郡内の神社領は

当国一宮、本家高辻姫宮、案主藤肥前々司跡子息三人分
出石大社 百四十一町六反六拾分

一人左衛門入道蓮阿
一人四郎左衛門入道妙心
一人五郎左衛門入道定智

常荒流出 三丁一反 又出石郷押領四丁四反小云々

長日御祭田 七十一町二百五十六分

講経修理田等 二十七町九反大

引声并御神楽田以下料 十一町一反大

第1節 鎌倉時代の出石

領家佃案主給 六丁半

定田 八町八反百四十分

土野庄 七拾町

公文土野源太家俊跡
御家人役勤仕職近年
為本所被仰留之

不出注文間 任古帳註進之、

賀茂社領 領家和徳門院
矢根庄 十五丁九十分
公文矢根夜叉王太郎跡

同社領 領家同上

同余田 二町八反三百三拾分

兩所共不出注文の間、任古帳註進之、

八幡宮領

菅庄 四十一丁七反三分内 地頭二人

北方 十六町七反小 地頭藤肥前左衛門太郎経久

神田 老町五反 加当一宮田五反定

寺田 一反

加徴代 一町

定田 九町小

南方 二拾五丁半 地頭多々良岐孫太郎長基

神田 五町二反 加修理

御油田 一反

人給 四丁一反

第4章 中世の出石

定田 十二町半

伊勢大神宮領 領家綾小路僧正 下司小野五郎太郎孝村御家人
大垣御厨 二十五町

常荒流失 一町四反

神田 一丁二反

下司公文給 各一町

定田 貳拾町四反

同宮領 領家同上 下司小野太郎高依御家人
同開発村 三丁九反

流失 壹反小

神田 一反

寺田 一反小

人給 六反

定田 二町九反小

八幡宮領 下司安良太郎安景、同次郎政景御家人
安良別宮 二拾八町八反三百三十分
度々雖相触不出注文之間 任古帳註進之

熊野本宮領 国别当南左太郎高春御家人
鉢山寺 六町八反二百四十歩

仏神田 二丁四反

定田 四町四反百四十分

表 33 兵庫県の式内社

国名	式内社数
津波	75 <small>座</small> (うち 20)
馬磨	71(" 26)
丹播	131
但馬	50
播磨	13

の九か所に及ぶ。このうち土野荘・矢根荘・同余田・安良別宮の四か所は、国衙からのたびたびの催促にもかかわらず報告を出さなかったもので、取りあえず「古帳」のままを、転記して提出するという但し書きが付いている。仏寺領五か所のうちの二か所、莊園領三か所のうちの一か所も同じように報告をしなかった(国衙領七か所はさすがに全部が提出している)。国衙の命令が支配関係をもたない荘領については、なかなか貫徹しなかった事情がよく分かる。

但馬一宮の出石大社が一四一町余という大きな社領をもっていたことは注目される。但馬二宮の粟鹿大社は一〇〇町余、三宮の水谷大社は六九町余であるから、社格に従って社領に大きな差があったことが分かる。養父郡の水谷大社は「延喜式」神名帳に、「夜夫坐神社名神大二座 小三座」とは別にある「水谷神社名神大」のこらしめ。中世には夜夫坐神社(養父神社のこと)を凌いで水谷大社が但馬三宮の地位を占めていたことが分かる。

「延喜式」神名帳によれば、兵庫県では但馬は式内社の数が異様に多い。いま、県域の式内社を表示すれば表33のようになる。但馬では、どの谷筋にもそれぞれ式内社が鎮座しているといつてよいほど多いのだが、『但馬国太田文』にみえる神社は出石・粟賀・水谷の三大社のほかには押坂社・赤瀨社・衣摺社(以上朝来郡)、惣社(気多郡)、小田井社(豊岡市)がみえるほかには神社名がみえない。式内社は赤瀨社だけで、ほかの神社四社はその後に台頭した神社である。一方、目立って多いのは室尾別宮(朝来郡)、亀別宮(養父郡)、伊福別宮・椒別宮・円山別宮(以上気多郡)、安良別宮(出石郡)、寿永寺別宮・大石別宮(城崎郡)、熊次別宮(七美郡)、



写真 110 安良別宮（八幡宮）本殿

勝楽専別宮（二方郡）などの石清水八幡宮領の別宮で、その他に伊福別宮領の春日社（気多郡）もある。また伊勢太神宮領・賀茂社領・熊野山領・新熊野領などの神社領もあるが、それらは御厨・荘などの名で呼ばれて神社領荘園である。もちろん当時は神仏習合の時代であるから、たとえば小田井社は山門無動寺領で、領家は日向律師昌範という僧であった。要するにかつて律令国家の奉幣に与った式内社も、律令体制の崩壊とともに衰退して、中央の社寺の所領となるか、新しく国家の鎮守社として台頭してきた石清水八幡宮の末社となつて系列化されるかしなければ、生き延びられなかったのである。中世を生き延びるためには、国衙の積極的な承認と保護が必要であり、それが惣社なり一宮、二宮、三宮といった新たな序列化であつたといつてよい。

さて、出石大社の本家、高辻姫宮は京都高辻に邸を構える姫宮のことだが、具体的には誰のことか分からない。ただ、のちの史料で、出石郷・神戸郷が蓮華王院領で三代御起請の地だといっているから、もともと皇室領であつたのかも知れない。案主は藤肥前々司の子息三人（左衛門入道蓮阿・四郎左衛門入道妙心・五郎左衛門入道定智）が分領していた。出石大社が支配した一四一町余の田は、長日御祭田・講経修理田・引声并御神楽田以下料など神社の祭祀維持のための除田がほとんどを占めていて、定田（年貢がかかる

田地)はわずか八町余にすぎない。領主佃案主給が六町半あるが、案主としては膨大な除田は魅力ある土地である。「神床家文書」の一二三八年(嘉禎四)後二月五日付の下文は、袖判の署判者が誰か分からず、文意も具体的にその内容を語らないのだが、案主が当時の誹責に付して他事を忘れるによって、神事が凌遅し土民が佗僚たてしているといっている。誹責とは年貢などを厳しく催促して取り立てることをいうのだから、目さきの誹責ばかり考えて他の事を考えないから神事も滞り、百姓が困惑しきっていたのであろう。案主にそのことを触れ仰せたところ、新儀の非法は停止するという請文うけごえを提出し、神人にも下知げちした。だから今後は社内の静謐せいひつ、百姓の豊饒ほうじょうは疑いない。これ偏ひとえに太明神の御結構の賜物だ、というのである。案主の新儀非法の内容が「当時の誹責に付して他事を忘る」というだけで具体的にないのは残念だが、案主は太田文の藤肥前々司の前任者か、前々任者あたりであったろうか。その年一月、源家則が出石社の神主職に補せられた。一三二四年(元亨四)四月に御衾みふすでん田并神主職に補せられた家朝なる人物も、また一三三八年(建武五)七月に神主職に補せられた源家景も、おそらく家則の子孫なのであろう。源家景は一三五二年(正平七)一二月の軍忠状(『出石神社文書』)によって、長尾彦太郎家景と称していたことが知れる。長尾の苗字は、天日槍の来朝に際して朝廷から派遣された使者、長尾市(一三九ページ参照)に由来すると伝え、その子孫だと伝承する。太田文には長尾氏を称す「国别当長尾孫三郎政経」があり、出石毗沙門堂領八町四反を管理し、人給一町を受けているが、政経は御家人であったという。この国别当とは、国衙の支配下にあつて国内の寺社の管理に当たるものらしく、朝来郡の沢寺田五町(熊野山領)に国别当三江地石見前司重氏、気多郡の善雲寺六町四反余(領家築殿)に国别当(名を欠く)以下、表34のような国别当の記事がある。

表 34 『但馬国太田文』に見える国別当

郡名	荘郷寺社田名	面積	領主	国別当(国神主を含む)
朝来郡 気多郡	沢寺田	5町	熊野山領	国別当三江地前司重氏
	新宮田	3町	熊野領	国神主一庁官
	善雲寺	6町4反250分	領家染殿	国別当, 地頭楽前藤内兵衛入道了一
	五大堂田	4町		国別当助真跡
	長喜寺田	2町		同別当一庁官
	楽音寺田	3反60分		* 同人
	来迎寺田	2町		同人
	蓮台寺田	3町8反		同別当
	吉祥寺田	2町1反大		* 同人
	竹隆院	4反		国神主成蓮
	善代寺	1町7反		国別当院儒所師親
	楽音寺	1町60分		同人
	興法寺	3町		国別当教蓮
	小山田寺	3丁		国別当水落太郎重方跡御家人
出石郡	鉢山寺	6町8反240歩	熊野本宮領	国別当南左太郎高春御家人
	法皇寺	4町小		国別当国司之沙汰
	出石毗沙門堂領	8町4反		国別当長尾孫三郎政経御家人
城崎郡	樋爪荘	69丁5反170分	平等院領 殿下渡領	下司奈佐太郎高春御家人・ 公文宮井太郎左衛門尉盛長
	樋爪国領	80町4反130分		下司奈佐太郎高春御家人・ 公文宮井太郎左衛門尉盛長
	温泉寺	9反小		国別当教蓮
	小社	7反小		国神主祝下次官資経

国別当は数名いて、主として寺院が所有する比較的小さな面積の土地を支配していたが、国司の支配下にありながら鉢山寺の国別当南左(奈佐)太郎高春の例にみるように、別に大規模の荘園または国領の下司職をももっている、御家人になっているものもいたことが分かる。出石毗沙門堂領の国別当長尾孫三郎政経もまた同様に出石大社の神主職として一四一町余に及ぶ社領を支

表 35 菅荘八幡宮祭田用途

面積	祭祀
2 段	正月元日祭
2 //	正月3日 //
2 //	正月7日 //
1 //	正月15日 //
2 //	正月17日 //
	(南方地頭分)
2 //	2 月朔日 //
2 //	2 月初卯 //
2 //	3 月3日 //
2 //	4 月3日 //
2 //	5 月5日 //
2 //	6 月晦日 //
2 //	7 月7日 //
1 //	7 月15日 //
2 //	8 月15日 //
(講田 2 //	〃 八講)
(神子艶田 1 //	〃)
2 //	9 月9日祭
(講田 1 //	〃 若宮講田)
	(南方地頭より)
1 //	9 月15日祭
2 //	10月15日 //
1 //	11月初卯 //
1 //	12月15日 //

配したのであるが、当然、さきの案主職をもつ藤肥前々司家との間の勢力争いが予想される。

八幡宮領菅 石清水八幡宮領の菅荘は、細見・荒木・福見・暮坂の四か村の地であったという(『荘園志料』)。

荘園は、太田文の時代には北方一六町七反余と、南方二五町余に分かれ、それぞれ藤肥前左衛門太郎経久・多々良岐孫太郎長基が地頭であった。社は北方地頭方にあつて、社殿のある宮山は悉く地頭分だといふ(『川崎文書』)。

太田文では、菅荘は神田(北・南方、それぞれ一町五反、五町二反)、寺田(北方のみ、一反)、一宮田(北方加当五反、南方三町六反)、御油田(南方一反)、加徴代(北方一町)、人給(南方四丁一反)などの除田を差し引いた残りの定田が、北・南それぞれ九町小、一二町半、という計数で示されているが、『川崎文書』の一三三〇年(寛喜二)の文書(ただし(文永八)には、月々祭田が三町三段、講田分が三段、修理田が三町八段、合

計七町六段(計算が合わないのは修理田に「三反 八幡宮わかき田 自北方地頭方」が脱落しているためらしい)の神田があつたことが分かるが、太田文とは合わない。具体的なものは、『川崎文書』



写真 111 菅荘八幡宮須義神社全景

では「五段 御油田自南北地頭方、此内式段者畠」となっているが、太田文では、南方に「御油田 一反」が記載されているだけである。

『川崎文書』をみる限りでは、菅荘八幡宮は嚴重に祭祀が守られていたらしい。三町三段の祭田の内訳は表35のとおりである(講田などを付記してある)。

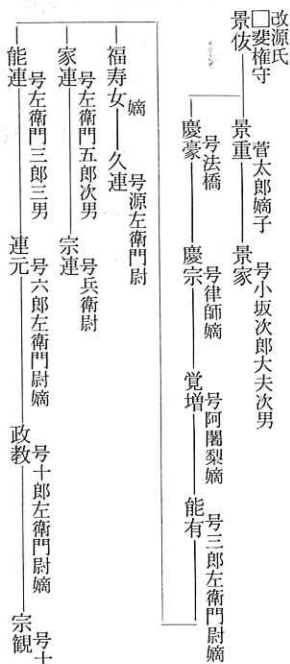
正月には神事が集中していて元日・三日・七日・十五日・一七日と五日もある。石清水八幡宮で最も重要な祭祀は八月一五日に行われる放生会(ほうじょうえ)で、勅使が参向した。元来は「金光明最勝王經」に因む(よ)仏教的行事なのだが、菅荘八幡宮ではこの日に八講(法華八講のこと)を行ったらしい。法華八講が行われたのはこの荘園が

正確に言えば八幡宮寺(護国寺)の所領で、菅荘八幡宮にも供僧六口がおかれていたためである。

一八六八年(慶応四)の神仏分離までは、神は仏と離れがたく融合していたが、とくに八幡神は八幡大菩薩の称のあるように神仏習合の代表的な神であって、供僧支配が行われていたのは別に異とすべきことではない。注意をひくのは神子(みこ)艷田のあることである。艷田は化粧田(けいざいだ)と訓み、神と人とを媒介する巫女(みこ)が女性であるところから、その給田が特に化粧田と呼ばれたものであろう。

菅荘の南方地頭職をもつ多々良岐孫太郎長基は、その苗字からみて、朝来郡多々良岐荘を本貫地(ほんかんち)(武家の姓氏発祥地)とする武士と考えるとよいが、

表 36 貞行名相伝系図



本家を安嘉門院とする
同荘は前述のように領
家職は関東分であつて、
その地頭職は加地八郎
輔朝がもっていた。加
地氏は佐々木盛綱が恩
賞として越後国沼垂郡

加地荘を得て加地氏と称した家筋であろう。多々良岐氏が本貫地を取公(官)が取り入れることされて関東御領とされ、菅荘南方で地頭職をもっていることの背景には、恐らく源平争乱から承久の乱に至るまでの動乱期に多々良岐氏がたどったであろう複雑な過程をうかがわせる。

菅荘の名田 菅荘には貞久名・宗友名・貞行名などの名田みやまがあつた。貞行名は坪付注文をのこしており、

構成 八筆で一町三反二六〇歩と三処からなつていた。ここでいう三処とは、面積表示のないシム

カイ(新聞)の土地三か所のこと、そのほかにも山林を含んでいた。

『川崎文書』にある□行名相伝系図は貞行名のことらしいが、表36のようになつてゐる。

〔甲〕妻権守を称した景伎(伎、彼ではなく俊であろう)の嫡子景重は菅太郎、その次男景家は小坂次郎大夫を称している。但東町の小坂峠こさかたけの麓ふもとに小坂の名があるから、そこに所領所職をもつたのであろうか。

景伎の嫡子景重の弟、法橋慶豪の家筋は、律師慶宗、阿闍梨覺増と三代続いて僧名を名乗っている。この

表 37 宗友名相伝系図



うち、律師慶宗が、宗友名主職を一二九四年(永仁二)三月に源吉房に譲った源慶宗と同一人物だとすると、これは宗友名主職をもっていたことになる。貞行名はのちに宗友名になったもので、それは一三七一年(応安四)三月の末次六郎入道沙弥道了の譲状に明記されている。『川崎文書』で復元できる宗友名の相伝系図は表37のとおりである。

さきの相伝系図と、この史料から復元された系譜で共通するのは、源慶宗(律師慶宗)と十郎左衛門尉政教(但し系図は嫡子、系譜は養子)の二人しかなく疑問は多いが、系図は後世のものだから、系譜の方を信頼すべきであろう。

弘原荘と大内荘にみえる寺領には、片野荘(崇徳院御影堂領)・雀岐荘(法勝寺領)・弘原荘(高野平等院領)内荘・大内荘(法金剛院領)・善住寺荘(悲田院領)の五か荘があり、片野荘・雀岐荘は但東町に、弘原荘と大内荘は出石町域にあった。善住寺荘は荘域が未詳である。

弘原荘は弘原上・中・下三村に、鍛冶屋・奥山二村を併せた地域というから(『荘園志料』)、出石町南部に広がっていた荘園である。領家の中納言法印能善は、別の写本には範善とあり、『尊卑分脈』所収の藤原氏

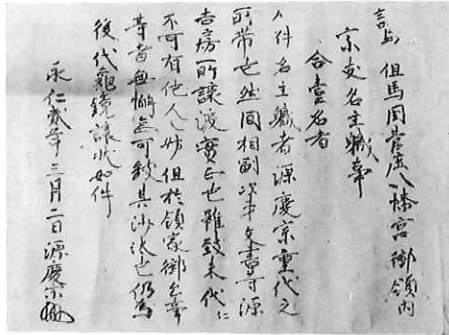


写真 112 宗友名主職讓状 (須養神社藏)

高藤流の惟孝・説孝等孫にみえる「平等院執行、法印大律師範誓」(父衆遍は平等院執行・法印、子の良仲も同執行・法印律師であった)のことであろうか。面積は五〇町、地頭は太田左衛門太郎政頼、つまり当時の但馬守護太田政頼その人であった。

法金剛院領大内荘は、『校補但馬考』に「按するに、立石村の奥に字大内と称する所あり、又大内越と言ふ峠あり、共に森尾村に属す、赤木勝之の但馬新図にも大内谷を記せり、蓋し古の大内庄の地なるへし」とあって、出石郡西北部、現在では豊岡市に編入されている地域にあつたらしい。法金剛院は一一三〇年(大治五)に待賢門院藤原璋子(鳥羽天皇中宮、崇徳天皇生母)が、清原夏野の双丘寺を再興された御願寺

で、のちに女院はこの寺で落飾出家している。寺は播磨守藤原基隆の成功によって建てられ、仁和寺覚性法親王に譲られて仁和寺末寺となった。旧名(双丘寺)が示すように洛西双丘(なればがが)にあつた寺である。法金剛院領荘園は主として待賢門院領荘園から成り、女院の死後は皇女上西門院統子内親王に譲られ、一一八九年(文治五)内親王から後白河法皇に伝領され、のちに長講堂領荘園とともに宣陽門院親子内親王(後白河法皇と丹後局高階榮子との間の皇女)に伝えられた。承久の乱後、法金剛院領は幕府に没収されるが、間もなく返進され、一二五一年(建長三)法金剛院領は女院の養女鷹司院藤原長子(近衛家実の女、後堀河中宮)に譲られ、さらに後深草天皇に伝わり、長講堂領とともに持明院統の皇室領となった。



写真 113 双ヶ岡 (京都市・京都市提供)

一二八五年(弘安八)、法金剛院領は後深草上皇の管理するところであった。領家の真言院僧正、預所佐渡入道禅海が誰のことか特定できないが、持明院統・仁和寺に近い人物であろうことだけはいえる。

大内荘の現地荘官は、下司香住孫太郎入道浄阿と公文金覚の二人であった。下司の香住浄阿は、荘内の香住(城崎郡香住町ではない)に本拠をもつ土豪らしいが、下司職を安堵されて御家人の列に入った国御家人である。

公文金覚の注進によれば、大内荘は六〇町余の荘園であるというが、下司香住浄阿の注進では定田だけでも九〇町あり(公文注進の定田は五三町五反余、そのほかに新田二〇町、下司開発の奥野村新田三〇町は預所に押領されたといひ、惣田数は一四九町に及ぶという。

太田荘(但東町)も法金剛院領であった。

国領出石郷と 出石郡内にあった公領(国衙の支配する公郷)には、出石郷・神

地頭出石氏 戸郷・小坂郷・下里郷・安美郷と法皇寺・出石毗沙門堂があ

ったが、ここに勢力を張っていたのは出石氏一族であった。

出石郷の地頭出石三郎信政は多くの子女に恵まれていた。嫡女は養父郡石禾上郷一分方地頭であった長右衛門四郎長連の妻となり、安美郷七六町七反余の地頭職をもっていた。次女は安芸之助光直の後家で安美郷に三町の所領をもち、

表 38 出石信政の子女

大江氏	
出石三郎信政	<ul style="list-style-type: none"> — 嫡女 (安美郷地頭) 地頭給五町九段三〇二歩 — 長長連 (養父郡石上郷一分方地頭) — 次女 (安芸之助光直後家) 安美郷三町 — 三女 安美郷三町 — 沼田願西 (気多郡気多郷地頭) — 四女 安美郷二町 — 佐渡入道禪海 (出石郡大内荘預所) — 嫡男 太田三郎次郎入道行願、下里郷地頭 地頭給五町一段一三五歩、菊方・宗平名 五町八段三〇歩 — 次男 政光 出石郷地頭・安美郷成支名 八町五段 — 三男 信繼 安美郷安富名 七町一三〇歩 — 四男 信長 安美郷成支名 四町七段二〇〇歩

三女は気多郡気多郷一一一町三反余(上郷・下郷・惣社毗沙門堂・同社毗沙門講田・同社三味田・三会寺を含む)の地頭沼田小太郎入道願西の妻となり、安美郷に三町の所領をもち、四女は出石郡大内荘の預所佐渡入道禪海の妻で、同じく安美郷に二町の所領を分与されていた。

信政の次男は孫三郎左衛門尉

政光で、安美郷成支名八町五反の所領をもち、三男孫三郎信繼は同郷安富名七町余、四男五郎信長は同郷成支名四町七反余の所領をそれぞれ与えられていた。

さて出石信政の子女たちに安美郷内の所領名田が分与されているのは、出石氏の根拠地が出石郷よりむしろ安美郷にあったことを示している。出石郷の地頭職は白川三位家の越訴によって召し上げられた上、改めて子息孫三郎政光にあてがわれたらしい。というのは、「依白川三位家越訴、地頭被召上、子息孫三郎政光諸死云々」をどう解釈するかであるが、『日高町史資料編』の補注のように「被宛云々」の誤記と理解するのが最も妥当だと考えられるからである。

白川三位家から訴訟が起こされたのは、出石郷・神戸郷の二郷は出石大社の神郷的色彩が強かったからである(代々神祇伯に任ずる白川家のうち、当時、白川三位と呼ばれたのは資緒王のことである)。

さて、出石氏で注目すべきことが二点ある。その一は、出石三郎信政の嫡女で、安美郷地頭職を継いだ女性が大江氏を名乗っていることである。その二は、下里郷の地頭太田三郎次郎入道行願が「惣領」で菊万・宗平兩名五町八段三〇歩(当地頭明光の注文では菊万三町、宗平一町三段一六〇歩、計四町三段一六〇歩という)をもっており、行願の妹二人も各一町を領知している。問題はこの行願の妹二人に「信政女子」の割り注がついていることである。行願の妹が信政の娘であれば、行願は信政の息子でなければならぬ。表38の系図で、行願を信政の嫡男とした理由である。このことはさきの問題にもかかわって、太田文の末尾には「弘安八年十二月 日 守護人大江(以下破失)」とあることが注目される。結論をいえば、出石氏は守護太田氏の一族で、出石郷・下里郷・安美郷の地頭職をもつ家であったことになる。

出石氏の動向でもう一つ気にかかることは、本拠地安美郷福成名三町八段小の下地が水谷社に付せられていることである。但馬三宮の水谷大社が平家没官領として領家職が関東御領となり、そこに預所水谷左衛門大夫清有が送り込まれていることはさきに述べた。出石氏は六波羅評定衆である清有との所縁を求めて、福成名を寄進したと考えられるからである。

4 但馬国守護所

守護所

守護の政庁を守護所と呼ぶが、但馬の守護所がどこにあったのかは、これまで確たる議論がなかった。『日高町史』は、一般的に守護所が国衙の近くに設けられることが多いことを背景にして、気多郡域に守護所があった可能性が高いこと、国衙の近くに「惣追捕使跡」があることから、大將野莊をその候補地として推定している(同書上巻二九一ページ)。

守護所の所在を考える場合、もっとも重要なのは守護領の分布である。一般的に守護所が国衙付近にあるのは、守護領が国衙付近に集中して分布していることが多い結果であって、国衙周辺に守護領がない場合は、守護所を置きたくも置けないことになる。但馬の守護所を考えるためには、守護太田氏の所領がどこにあったのかを検討する以外には方法はない。

但馬の守護領 一二八五年(弘安八)の『但馬国太田文』作成段階の但馬守護であった太田政頼が地頭職をもつていたのは、次の四か所であった。

『但馬国太田文』には、そのほかにも太田一族の所領があるが、それは守護太田政頼の所領をはるかに凌駕している。

死んだ出石三郎信政の生前の所領は出石郡にあり、出石郷三三町九反四分、下里郷六一町九反二四七分、安美郷七六町七反六〇分、高龍寺五町の合計一七七町五反三五一分となる。守護の太田政頼の父が政綱といつたことは永仁元年(一二九三)九月の史料(『播磨清水寺文書』)に見えるが、政綱の所領は城崎郡にあり、気

第4章 中世の出石

表 39 太田政頼の地頭職所領

郡	荘	面積	
朝来郡	伊由荘	28町 0 0	6町3反半 地頭名勤仕所当 公事 (公文職)
出石郡	弘原荘	50町 0 0	
城崎郡	氣比荘氣比村	34町 3反250分	
	下鶴井荘	26町 1反110分	
合計		138町 5反 0	

表 40 太田氏一族の所領

郡	郷 荘 名	面積	地 頭
出石郡	雀岐荘西方	36町4反60歩	太田左衛門三郎入道如道
	出石郷	33. 9. 44	地頭出石三郎信政跡, 子息孫三郎政光
	神戸郷	34. 7. 116	地頭太田次郎左衛門尉政直跡
	下里郷	61. 9. 247 (地頭給5. 1. 135)	太田三郎二郎入道行願
	菊万・宗平名	5. 8. 30	惣領行願
	行願妹(信政女)	2. 0. 0	
	安美郷	76. 7. 60 (地頭給5. 9. 280)	地頭大江氏, 出石三郎信政嫡女長右衛門四郎長連妻女
	次女分	3. 0. 0	安芸之助光直後家
	三女分	3. 0. 0	沼田小太郎入道願西妻女
	四女分	2. 0. 0	大内荘預所佐渡入道禪海妻女
	成支名	8. 5. 0	信政次男孫三郎左衛門尉政光分
	安富名	7. 0. 130	三男孫三郎信継分
	成支名	4. 7. 200	四男五郎信長分
高龍寺	5. 0. 0	地頭太田三郎二郎入道行願	
城崎郡	氣比荘	50. 1. 190	地頭太田太郎左衛門尉政綱跡
	立野村	11. 2. 50	地頭太田左衛門次郎政員
	本庄村畠	6. 4. 0	地頭太田左衛門三郎政光
美含郡	佐須荘	78. 7. 10	地頭太田千熊丸
合計		431. 3. 57	

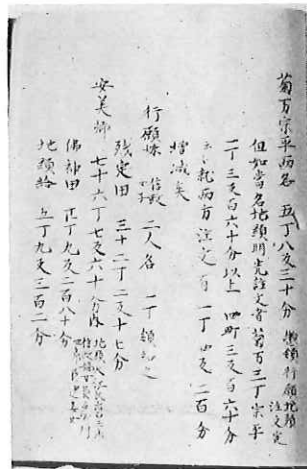


写真 114 『但馬太田文』に見る
出石三郎の所領

・政綱とは別系の庶流なのであろうか。このほかに出石郡神戸郷三六町七反二六分を所領としたのは、太田次郎左衛門尉政直で、別に同雀岐莊西方三六町四反六〇分をもつ太田左衛門三郎入道如道がいたから、五家が並立していたらしい。五家をあわせても但馬全城の七パーセントの所領を占めるにすぎず、同じく太田文の残っている淡路で守護長沼宗政が支配した面積に比して著しく低い。

不可解なことは、太田氏の根本所領であるはずの出石郡太田莊八〇町の地頭職は越前々司後室がもっていることである。越前々司とは『吾妻鏡』に見える北条時広(時弘)のことらしい。北条時広は若いころには相模七郎を名乗っていたから、得宗家に近い位置にいる人物である。該当する者に、北条時房の子時広がいる。『北条系図』を摘記すれば表41のようである。

時房の子が相模二郎から相模十郎までいずれも相模を冠して呼ばれたのは、時房の官途が相模守であったためである。恐らく、もと叡山の悪僧であった太田昌明は、承久の乱の功によって但馬守護という破格の昇

比莊五〇町一反二九〇分と公文職をもつ下鶴井莊二六町一反一〇分であったらしい。出石郡の弘原莊と朝来郡の伊由莊とは恐らく守護領として付加されたものではなかったかと考える。もしそうだとすると、政綱の本来の所領は城崎郡の七六町三反四〇分だけになって、信政の所領の半分にも満たないことになる。美舎郡佐須莊の七八町七反一〇分をもつ太田千熊丸は信政

表 41 北条氏略系図



写真 115 太田昌明の居た比叡山西塔 (大津市)

進を果たしたが、その厚恩に謝する形で太田荘地頭職を時房に譲ずるとともに、幕府の元老大江広元に所縁を求めてその庇護を仰ぎ、みずから大江氏を称するに至ったものと考えてよいのではなからうか。太田荘が、太田文作成にあたって注文を提出しなかったのも、何か事情がありそうである。

太田一族の五家のうちで目立つことは、信政―行願が支配した出石郡出石郷・安美郷・下里郷と、政直が支配した同神戸郷に対して、如道は同雀岐荘西方、千熊丸は美含郡佐須荘、政綱―政頼は城崎郡氣比荘、同下鶴井荘(公文職)、出石郡弘原荘という際立った差のあることである。出石郷と神戸郷は相隣接し多分もと

は出石大社の神郷であったと考えられる。あるいは兄弟であったのかも知れない。所領の大きさからいって

も、また守護が荘園よりも国衙領を支配したことを考えても、太田一族の物領家はむしろ信政一行願系であったらしい。したがって、鎌倉時代の但馬国守護所は、出石郡内の、それも太田荘ではなくて、出石郷・下里郷・安美郷内のいずれかに、おそらくは出石郷内にあったと考えざるを得なくなってくるのである。

5 村落と農民

神戸郷絵図

断欠

出石神社の旧祝職家^{はかりしき}であった神床氏に伝来した文書のなかに、社領神戸郷の古図がある。年号の注

記はないが、鎌倉時代のもと考えられている。図はかなり破損がひどく、完全には復元できないが、大鳥居・橋・出石川が描かれていて、耕地は整然とした条里に区画されており、小字名と一町内の神領の内訳が記されている。その内訳は次ページ表42のとおりである。

まず小字名は現行の小字名と広田・黒田・大保など一部で一致し、加えて大鳥居と橋の位置および参道から、現在地にあてることができる。『神美村誌』は次のようにこれを比定している。

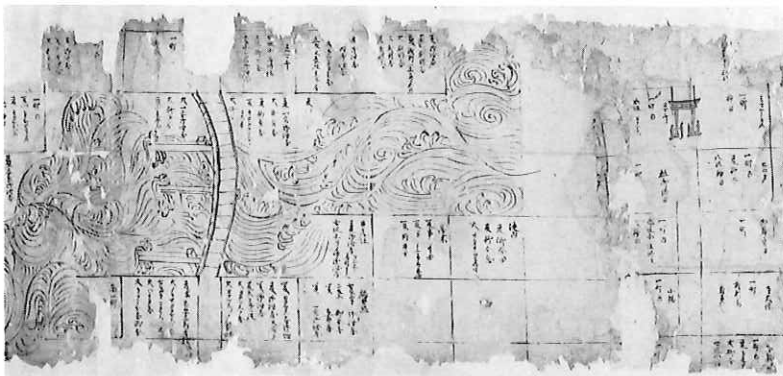


写真 116 神戸郷絵図断欠・部分 (豊中市 神床守直氏蔵)

第4章 中世の出石

表 42 神戸郷絵図の神領内訳

小字名	内 訳
	1 反トモヨリ □ 6 反新シュリ田 大ウワハ, 大ウワハ, 2 反久保垣糸井畠, 2 反同糸井畠 大□□ 大武則, 1 反武則
山ニソウ	1 反モツタ, 1 反ツネミツ 1 町内 5 反モツタ, 5 反ツネミツ
庭田	1 町内 3 反郷分, 6 反神田
上大保	1 町公文分田 1 町内 2 反小新シュリ田, 4 反大糸井畠, 2 反一宮御油畠, 1 反糸井畠 8 反, 1 反小, 3 反, 1 反
黒田	サトノ前 1 町内□□
福田	1 町□□, 福□□
ハムロ	1 町□□, □□
中大保	1 町武則
黒田	三方寺ノ知行 1 町神田
ヒロタ	1 町内 2 反郷分, 8 反神田
御神宝田	1 町
下大保	1 町武則之内雑免
下榎カ	1 町内 2 反トモ, 大郷分 7 反小 ^(田カ) 神□
コマチ	1 町内 5 反ヨナマス
社御供田	1 町
	1 町内 9 反小法師丸, 1 反神田
小橋	1 町内□ 1 町□
コハシリ	
サタ	
池内	2 反郷分田, 1 反郷分畠, 大サタキヨ名田
	1 反御油畠, 1 反武則畠, 3 反武則宗真名内大武則畠, 大武則畠, 1 反武則畠
荒木	1 反半井田, 1 反半イマキラ井田, 1 反柳井田

第1節 鎌倉時代の出石

小字名	内 訳
井 尻 垣 福 井 垣	2 反御油島, □内御油島, □反メウラクシ島, 5 反久長垣糸井島 2 反□ 3 反御油島, ヲウホノ名付申, 7 反ホリノ中御油島 7 反半御油島, 2 反小郷分島, 4 反糸井島, 4 反一宮御油島
三 マ チ	4 反小図師給, 3 反郷分島, 1 反小一宮御油島 3 反一宮御油島, 大郷分島, 2 反郷分島, 1 反キヨトコロ分ニヨス島, 大郷分 4 反ヨナマス島御油, 2 反御油島大用ト, 4 反御油島, 1 反大クルヒ垣大ヨナマス島, 大ヨナマス屋敷和田
	1 町郷分 大一宮御油島, 大郷分島, 2 反小糸井島 2 反半兵衛三郎屋敷, 大ノカセヨナマスノ分 7 反半ヨナマスノ名田, 大ハラタ島, 大マフラヤ島, 郷分
	1 町内 1 反, 1 反, 1 反御油島, 1 反又御油島, 大郷分島, 島 1 町□
	1 町内トモヨリ名, 2 反キヨヤス名, 1 反小神田, 1 反御油島, 2 反大神田 3 反安良御油島, 河碓
中 カ ワ ノ ラ 田	1 町内□□ 1 町内 2 反ムネサネ名, 2 反トモヨリ 6 反神田 1 反小神田, 大郷分, 5 反御油島, 残 島 5 反
中 カ ワ シイノモト シ ハ 原 カ イ ヤ 垣 カ イ ヤ 垣	1 町内 2 反トモヨリ, 1 反二郎丸 1 反郷分, 6 反神田 1 町内 3 反毗沙門堂田, 7 反神田 1 町内 5 反年内 2 反流失, サネキヨ半郷分, 年キヨトコロメン小二郎丸小サタキヨ名 2 反小神田, 半又神田 1 町内 7 反スエフサ島, 1 反大ハ山島, 2 反神田 1 町 2 反内 1 町武則分島, 2 反田所ノ島
ク マ ノ 坪 ホ イ 爪 八 坪 池 野 へ 石 坪 1 反	1 町内□反ワカミヤ田, □郷分, コノホカ神田 1 町内 4 反ムネサネ 6 反神田 1 町内 2 反郷分, 8 反神田 1 町内 6 反郷分, 4 反神田 1 反タメヤス郷佃田, 半ノリチカ郷佃, 半ヨナマス郷田, 小トモヨリ郷佃, 小トモヨリ郷佃 6 反長野

『神美村誌』(46ページ)による。

ここに登場する武則、トモヨリ、ツネミツ、サタキヨ、二郎丸、キヨヤス、ムネサタ、スエフサ、三郎兵衛、タメヤス、ノリチカなどが新興の荘民で、神領を請け負って耕作していたことが分かる。このうちヨナマスはミマチに大すなわち二四〇歩の屋敷をもち、兵衛三郎は別のところに二反半の屋敷をもっていた。名田の明記があるのは武則宗真名、ヨナマスノ名田、サタキヨ名田、キヨヤス名、トモヨリ名などで、つまりこれら新興の荘民は名主であったことを示している。この神領の絵図はこれが全部ではなくて断簡であるから、これを集計してみても名主の保有地が分かるものではないが、最大の武則は二町四反大の田と一町三反小の畑を保有していたから、少なくとも三町八反以上の田畑をもっていたことになる。武則は三町八反以上の田畑を、いったいどのように経営していたのであろうか。

三町八反以上の田畑を自家の家族労働のみで耕作することは不可能であろうから、下人を使役して営農する一方で、作人に下作させて小作料に相当する地主得分を得ていたに違いない。武則の屋敷がどこにあったのかは絵図では分からないが、兵衛三郎の二反半の屋敷というのはいづいぶん広いから、兵衛三郎も有力な農民であったであらうし、自分の名を名田としているヨナマス、サタキヨ、キヨヤス、トモヨリなどの名主も兵衛三郎とならぶか、またはそれ以上の規模をもつ農民であったであらう。

郷分と書かれた田畑は神戸郷の田畑で、そのなかには太田文の出石大社の項に「常荒流失 三丁一反又出石郷押領四丁四反小云々」とあるように、神戸郷が押領したものが含まれているであろう。つまり、元来、神戸郷は出石大社の神領であったはずであるが、神領から離れて国衙支配の国衙領となり、地頭太田氏の権勢を背景に神領を蚕食していくのである。法勝寺領の雀岐荘などでは、地頭太田氏の荘園侵略にたまりかねた領



写真 117 石坪の郷田・神戸郷絵図
(豊中市 神床守直氏蔵)

家が下地中分を申請して東方の領家分と、西方の地頭分とに二分された。出石郡では太田文の作成された一二八五年(弘安八)の段階では雀岐荘のほかに下地中分された荘園がないが、朝来郡東河郷などは「建長以後庄号中分ノ地」で、弘安七年(二二八四)より領家と地頭との間で中分の実否について相(争)論が続いており、気多郡大將野荘や城崎郡新田荘も領家分・地頭分に二分されているから下地中分があったとみてよいであろう。

神領は神田と御油島(ごゆばた)とからなり、御油島は畑地子が出石大社の灯明料にあてられることを示している。ミマチにあった四反小の図師給は、図師すなわち荘園や国衙領の絵図を描くことを任務とする下級荘官の給田である。問題は石坪の佃田である。『神美村誌』は「御佃田」と読んで、タメヤス、ノリチカ、ヨナマス、トモヨリが出石大社の佃田(直營地)を耕作したと解した。しかし、これは写真で示したように「郷佃田」としか読めない。「郷佃田」とは聞きなれない用語で、確かに「御佃田」のほうが理解は容易ではあるが、文字はなんとしても「郷佃田」である。たった一字の違いではあるが、郷佃田は神戸郷の佃田と解するほかはない。つまり、タメヤス、ノリチカ、ヨナマス、トモヨリらは神戸郷を私領化していた地頭太田氏の地頭佃を耕作する地頭被官であったということになるのである。

以上のような事情は、太田文の出石大社の項にもうかがうことができる。太田文にみえる出石大社は、一四一町六反六〇分という広大な神領をもっていたが、そのうちの六丁半の領主佃は実際には家主給になっていて、家主である「藤肥前々司」の給田になっているので、その収穫が出石大社の収入になるわけでは決まらなかった。太田文が作成された段階では「藤肥前々司」はすでに死去していて、その遺領は三人の子息に分領されていたから、出石大社の領主佃もこれら三人の子息たちの分領になっていたのであろう。鎌倉時代には、出石大社の神威は決して古代のような絶対的なものではなかったのである。

第二節 南北朝内乱期の出石

1 南北朝内乱と但馬の諸氏

元弘の乱と 一三三三年（元弘三）三月、聖護院宮静尊法親王を奉じて上洛の途についた但馬守護太田守延

但馬の武士 は、伯耆から上洛してきた千種忠顕と合流して京都に攻め入ったが、四月八日の京都二条大

宮の合戦で戦死してしまった。それ以後、但馬の国人たちはその中心となるべき勢力を失った。このとき養

父郡小佐郷一方地頭の伊達孫三郎入道道西・宗幸・宗重三兄弟も従軍しており、宗幸は左肩を射られ、家人

和田次郎と中間十郎太郎が討ち死にしている。このときの合戦には、阿弥彦三郎・安原彦五郎・枚田彦太郎

・楯彦太郎らの但馬の武士も参加していた（『伊達文書』）。それらの但馬の武士たちの多くは、伊達氏や安原

・枚田氏などのように千種忠顕に属して元弘の乱を戦って本領を安堵されたが、また一方では養父郡朝倉氏

のように足利高氏（尊氏）に属したものもあり、それだけに建武新政崩壊後の、但馬の武士の身の処し方には

大きな混乱がみられるのである。